

森林環境譲与税の使途について

○交付の目的

令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税は、法令で使途が定められており、市町村には森林整備や担い手対策、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てることを目的に国から譲与されます。

○使途の公表

市町村及び都道府県は、森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

○野洲市への交付額

- ・令和4年度 6, 354千円

○森林環境譲与税の使途

- ・令和4年度

充当事業	内容	充当額（千円）
林道・里山保全事業	森林整備に必要な林道・里山の整備（委託）	550
総合体育館大規模改修事業	総合体育館の大規模改修工事のうち木質化工事の一部に充当	5,804

問合せ先

農林水産課農林水産担当 電話 077-587-6004
